令和４年２月 21 日

**新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者への検査及び**
**陽性患者（自宅療養・ホテルでの宿泊療養・入院等待機）に対する治療に係る診療報酬請求等の要点について**

「濃厚接触者への PCR 検査等の検査料・判断料」及び「新型コロナウイルスに感染したことが確定診断され、自宅療養・ホテルでの宿泊療養（以降、「宿泊療養」）・入院等待機となった患者からの求めに応じ（保健所からの依頼を含む）、外来診療や往診、電話等による診療を行った場合等」では、新型コロナウイルス感染症に係る医療については公費負担となります。

今般、当該検査・診療に係る診療報酬請求を適切に行っていただけるよう、下記のとおり改めて要点を取り纏めましたので、ご参照ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連しての厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」が随時発出されていますので、以下の取扱いが変更になったり、新たな取扱いが示される可能性がありますので、ご留意ください。

１．公費の対象となる事業

１）新型コロナウイルス感染症【検査の公費】

新型コロナウイルス感染症の感染を 疑う患者 に対し、検査を実施した場合は、検査料・判断料のみが公費負担の対象となります。（初診料や再診料、院内トリアージ実施料等は公費負担の対象ではないため、医療保険での請求となります。）

２）新型コロナウイルス感染症【治療の公費】※陽性患者の宿泊・自宅療養、外来診療

新型コロナウイルス感染症に 感染した患者 に対し、自宅・宿泊・外来等にて、新型コロナウイルス感染症の治療として医師等が実施した医療が公費負担の対象となります。 ただし、新型コロナウイルス感染症の治療ではない医療や、新型コロナウイルス感染症に感染していなくとも実施されたであろう医療は対象となりません。（既往歴の疾病の治療や怪我など。）

①公費負担医療の対象となるのは、医師が新型コロナウイルス感染症と 確定診断した時点以降 に実施した新型コロナウイルス感染症の治療に必要と認めた医療であり、確定診断前の治療は公費負担医療の対象とはなりません。（保健所の了承・確認を取る必要はありません。）

②治療の公費対象となる期間は、保健所が宿泊療養又は自宅療養を指示した期間です。
※治療内容や症状等により、必要に応じて療養期間が延長になる場合もあります。

③退院基準については、「発症日から 10 日経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過していること」とされています。症状のない方は、発症日を陽性が確定した PCR 検査等の検体採取日から 10 日間経過した時点で、療養期間終了となります。また、療養解除基準について厚生労働省からの事務連絡（令和 4 年 1 月 28 日）により、無症状患者（オミクロン株の感染）は、検体採取日から「7 日間経過」した場合には、療養解除が可能となりました。

＜＜ 注意事項 ＞＞

①濃厚接触者へ医師が必要と判断し PCR 検査等を実施した場合、検査実施料（PCR 検査、抗原検査）と判断料（微生物学的検査判断料、免疫学的検査判断料）のみが公費対象となり、初・再診料、院内トリアージ実施料、検体採取料、入院料等は公費対象外のため一部負担金が発生します。

②医師が必要と判断した場合の濃厚接触者に対する PCR 検査等については、「医師が必要と判断した濃厚接触者検査の為」と診療報酬明細書の摘要欄に記載する必要がある旨、北九州市より社会保険診療報酬支払基金福岡支部及び福岡県国民健康保険団体連合会へ確認済みです。

③宿泊療養中及び自宅療養中の者に係る療養費の公費負担の対象範囲は、医師が新型コロナウイルス感染症と確定診断した時点以降に実施した新型コロナウイルス感染症の治療に必要と認めた医療となります。 したがって、確定診断前（検査により陽性が確定する前）に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料・検体採取料等は公費負担対象外となりますが、確定診断後に引き続き行われる解熱剤等の処方は診断当日から公費負担の対象となります。

④患家に赴かない場合であっても、電話等情報通信機器（オンライン診療を含む）による初診・再診等についても公費の対象となります。

※新型コロナウイルスに感染（感染疑い含む）、もしくは濃厚接触者である医師が、無症状であるなどにより自宅又は療養施設等において療養又は待機を行いながら電話等情報通信機器（オンライン診療を含む）を行うことは可能です。

２．診療報酬請求方法

１）通常の公費における請求となります。請求先は支払基金又は国保連合会です。

２）患者が他の公費の適用を受けている場合の優先順位は、通常の公費「28」と同様です。

（例）生活保護法による公費負担の併給については、生活保護「12」より上位の国の感染症「28」を優先して適用します。

３）公費の一部負担金は「０円」で記載してください。

４）自宅療養・宿泊療養・入院等待機中に外来診療・往診・電話等による診療等の医療を行った場合の自己負担額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金の対象となります。

この場合、福岡県が交付元となるため、行政検査における検査料・判断料の公費負担番号（保健所設置市）ではなく、都道府県別の公費負担番号で請求することとなります。

■公費負担医療別の公費負担者番号及び受給者番号

| 公費負担の種別 | 医療機関の所在地 | 公費負担者番号 | 受給者番号 |
|---|---|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症 【検査の公費】 | 北九州市 | 28402501 | 9999996 |
| 新型コロナウイルス感染症 【治療の公費】 | 福岡県内共通 | 28400604 | |

３．診療報酬請求方法（事例集）

濃厚接触者に対するPCR検査等を行った場合や、自宅療養・宿泊療養・入院等待機中の新型コロナウイルス感染者からの求めに応じて往診・電話等による診療等を行った場合について、その費用を公費として請求する場合の具体的な事例集を作成いたしました。

また、往診や訪問診療等を行った場合は患家等であっても、必要な感染予防策を講じて院内トリアージ実施料を算定できます。

さらに、自宅療養者等の求めに応じ、電話にて診察する場合は、オンライン診療の設備の無い医療機関でも電話のみの対応で電話初診・再診の実施、算定が可能です。

＜＜ 注意事項＞＞

①新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険点数が、PCR・抗原検査を問わず令和３年12月31日より引き下げられました。なお、検査を委託するPCR検査については、令和３年 12 月 31 日から令和４年３月 31 日までの間が1,350点、４月１日からが700点とする経過措置期間が設けられています。

②「二類感染症患者入院診療加算（250 点）」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）は、「診療・検査医療機関」として福岡県から指定され、その旨が公表されている医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、「院内トリアージ実施料」とは別に算定できます。

※自宅・宿泊療養を行っている陽性患者に対して、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合は、「二類感染症患者入院診療加算（250 点）(電話等初（再）診料・診療報酬上臨時的取扱）」が算定できます。

③「救急医療管理加算１」は、コロナ陽性確定患者に対し、外来診療を実施した場合は 950 点、往診等の場合は 2,850 点、外来で中和抗体薬を投与した場合は 2,850 点、往診等で中和抗体薬を投与した場合は 4,750 点が算定できます。（救急医療管理加算を算定する患者が６歳未満である場合には、乳幼児加算として、 400点を、６歳以上15歳未満である場合には、小児加算として、200点を更に所定点数に加算可。）

④「院内トリアージ実施料」や「救急医療管理加算１」は、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いとして算定する場合、施設基準の届出は必要ありません。

⑤6 歳未満の患者を診療した場合（電話再診等を除く）に算定できる「乳幼児感染予防策加算」は、令和３年10月診療分から50点の算定となります。（小児科を標榜していない医療機関でも算定可。）

⑥自宅・宿泊療養を行っている患者に対し、まん延防止等重点措置期間において、①保健所等から健康観察の委託を受けている保険医療機関、②福岡県のホームページに公表されている診療・検査医療機関の医師が、新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、電話初診料または電話再診料を算定する場合に「二類感染症患者入院診療加算（500点）」が算定できます。

【事例１】
濃厚接触者に対し、PCR 検査を実施した事例

・医療機関が診療・検査医療機関として福岡県のホームページに標榜している診療時間内に濃厚接触者が来院（初診）、院内トリアージを行い診察 PCR 検査実施（外注）。

【事例２】
自宅療養中の患者から、発熱を訴える電話連絡を受け、解熱剤の処方箋を交付した事例

・自宅療養者から、電話（電話初診）により病状についての訴えがあり発熱を認めたため、解熱剤の処方箋を発行した。

※自宅療養者の対応における、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施についての留意事項等については、令和２年４月 10 日付「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を参照してください。

※自宅療養者の対応における、電話や情報通信機器を用いた診療において、院外処方を行う場合には、処方せんに「CoV 自宅」と記入してください。さらに、患者が電話等で服薬指導を希望する場合は「0410 対応」と記載してください。

【事例３】
自宅療養中の患者から、発熱を訴える電話連絡を受け、患者からの求めに応じて患家に赴いて診察し、解熱剤の処方箋を交付した事例

・自宅療養者（受診歴無）から、電話により病状についての訴えがあり、往診（初診）を実施し発熱を認めたため、解熱剤の処方箋を交付した。

【事例４】
新型コロナウイルス感染症が疑われる者が受診、診察の上、抗原定性検査を実施したところ、受診当日に新型コロナウイルスの陽性が判明。同日、新型コロナウイルス感染症の診断後に解熱剤の処方箋を交付した事例

・医療機関が診療・検査医療機関として、福岡県のホームページに標榜している診療時間内に発熱を訴え来院したため（初診）、院内トリアージを行い診察、抗原検査（定性）を実施したところ、結果が「陽性」となったため、保健所に発生届を提出し、解熱剤の処方箋を交付した。

※検査料・判断料は【検査の公費】（第１公費）に、救急医療管理加算１、処方等の費用は【治療の公費】（第２公費）になります。それ以外の初・再診料や院内トリアージ実施料、二類感染症患者入院診療加算は公費の対象となりません。

注１：赤字は新型コロナウイルス感染症の診療・検査等を行った場合に公費対象
注２：青字は新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合に公費対象
注３：黒字は公費対象外

参考 関連通知

| 項　目 | 厚生労働省通知文書 | 発出日 |
|---|---|---|
| まん延防止等重点措置期間における自宅・宿泊療養中等の電話等初診・再診に係る「二類感染症患者入院診療加算」(500 点)※R4.2.17 から適用 | 臨時的取扱い(その 66) | R4.2.17 |
| 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い(点数の引き下げ) ※R3.12.31 以降変更※別紙をご参照ください。 | 検査料の点数の取扱いについて | R3.12.10 |
| ○初再診料等に係る「乳幼児感染予防策加算」(100 点→50 点)※R3.10.1 から変更<br>○自宅・宿泊療養中等の電話等初診・再診に係る「二類感染症患者入院診療加算」(250 点)の取扱い<br>○自宅・宿泊療養者に中和抗体薬を投与した場合の「救急医療管理加算1の 5 倍」(4750 点)<br>○自宅・宿泊療養者に緊急に往診・訪問診療した場合の「救急医療管理加算1の 3 倍」(2850 点)※介護医療院や介護福祉施設の配置医師等が緊急に往診を実施した場合も同様<br>○自宅・宿泊療養者に緊急に訪問看護を実施した場合の「長時間訪問看護・指導加算の 3 倍」(1560 点) | 臨時的取扱い(その 63) | R3.9.28 |
| 自宅・宿泊療養中等の電話等初診・再診に係る「二類感染症患者入院診療加算」(250 点) | 臨時的取扱い(その 54) | R3.8.16 |
| ~~往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日の「救急医療管理加算1」(950 点)~~※臨時的取扱い(その 63)により R3.9.28 廃止 | 臨時的取扱い(その 51) | R3.7.30 |
| 往診料に係る「緊急往診加算」(325～850 点) | 臨時的取扱い(その 36) | R3.2.26 |
| ~~初再診料等、在宅患者訪問診療料に係る「医科外来等感染症対策実施加算」(5 点)~~※臨時的取扱い(その 63)により R3.9 月末日で廃止 | 臨時的取扱い(その 35) | R3.3.29<br>※一部訂正 |
| 初再診料等に係る「乳幼児感染予防策加算」~~(100 点)~~(50 点)※臨時的取扱い(その 63)により R3.10.1 から変更 | 臨時的取扱い(その 31) | R2.12.15 |
| 宿泊・自宅療養における公費負担医療の提供について | 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について | R2.4.30 |
| 往診料等に係る「院内トリアージ実施料」(300 点) | 臨時的取扱い(その 14) | R2.4.24 |
| 電話や情報通信機器を用いて初診を行った際の「初診料」(214 点) | 臨時的取扱い(その 10) | R2.4.10 |
| 電話や情報通信機器を用いて再診を行った際の「電話等再診料」(73 点) | 臨時的取扱い(その 2) | R2.2.28 |

※「臨時的取扱い」は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の略称です。

# （別紙）
# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し一覧(令和３年12月31日～)

| 検査項目 | 現行点数 | 見直し | 準用点数 |
|---|---|---|---|
| SARS-CoV-2核酸検出（検査委託） | 1800点 | **700点（※）** | D023 微生物核酸同定・定量検査<br>「９」HCV核酸検出（350点）<br>２回分 |
| SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外） | 1350点 | **700点** | D023 微生物核酸同定・定量検査<br>「９」HCV核酸検出（350点）<br>２回分 |
| SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託） | 1800点 | **700点（※）** | D023 微生物核酸同定・定量検査<br>「９」HCV核酸検出（350点）<br>２回分 |
| SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外） | 1350点 | **700点** | D023 微生物核酸同定・定量検査<br>「９」HCV核酸検出（350点）<br>２回分 |
| SARS-CoV-2抗原検出（定性） | 600点 | **300点** | D012 感染症免疫学的検査<br>「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点）<br>２回分 |
| SARS-CoV-2抗原検出（定量） | | **560点** | D012 感染症免疫学的検査<br>「46」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点）<br>２回分 |
| SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性） | 600点 | **420点** | D012 感染症免疫学的検査<br>「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点）<br>２回分 |

※　激変緩和のための経過措置として、令和３年12月31日から令和４年３月31日まで1350点（D023 微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出（450点）３回分）とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に700点とする。

# 診療報酬明細書の記載例【事例１：濃厚接触者に対しPCR検査を実施した場合】

## 診療報酬明細書

（医科入院外）　令和○年△月分 40

都道府県番号　医療機関ｺｰﾄﾞ

| 1 医科 | ①社・国 2 公費 | 3 後期 4 退職 | 1 単独 2 2併 3 3併 | 2 本外 4 六外 6 家外 | 8 高外一 0 高外7 |
|---|---|---|---|---|---|

| 保険者番号 | ○ | ○ | 4 | 0 | × | × | × | × | 給付割合 10 9 8 7 （ ） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 | △△△－□□□ |
|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| － | | | | | | | | － | | | | | | | |
| 公費負担者番号① | 2 | 8 | 4 | 0 | 2 | 5 | 0 | 1 | 公費受給者番 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 6 |
| 公費負担者番号② | | | | | | | | | 公費受給者番号② | | | | | | | |

行政検査の請求は、医療機関所在地に応じた負担者番号を記載ください。

| 氏名 | 北九州　太郎　1男 2女 1明 2大 3昭 4平5令 . . 生 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 職務上の事由 | | |

保険医療機関の所在地及び名称　（　）床

| 傷病名 | （1） COVID-19の疑い | 診療開始日 | （1）○年△△月□□日 | 転帰 | 治ゆ | 死亡 | 中止 | 診療実日数 | 保険 | 1 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | 公費① | 1 日 |
| | | | | | | | | | 公費② | 日 |

| | | | 公費分点数 |
|---|---|---|---|
| 11 初診 | 1回 | 288 | |
| 12 再診 | | | |
| 13 医学管理 | | 550 | |
| 14 在宅 | | | |
| 20 投薬 | | | |
| 30 注射 | | | |
| 40 処置 | | | |
| 50 手術 | | | |
| 60 検査 | 検査・病理　1 回 | 1505 | ①1500 |
| 70 画像 | | | |
| 80 その他 | | | |

(13) ＊ 院内トリアージ実施料　300×1
（診療報酬上臨時的取扱）
＊ 二類感染症患者入院診療加算　250×1
（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）

(60) ＊ SARS-CoV-2核酸検出　（検査委託）
1350×1
＊ 微生物学的検査判断料　150×1
＊ 鼻腔・咽頭拭い液採取　5×1
＊ ○○株式会社　（委託した検査会社名）
咳・発熱等（検査が必要と判断した根拠）

濃厚接触者が来院（初診）、院内トリアージを行い診察、 PCR検査を実施した。

注）PCR検査と微生物学的検査判断料のみ公費の対象となります。

| 療養の給付 | | 請求 | ※決定 | 一部負担金額 |
|---|---|---|---|---|
| | 保険 | 2,343 点 | 点 | 円 減額 割(円)免除・支払猶予 |
| | 公費① | 1,500 点 | 点 | 円 0 |
| | 公費② | 点 | 点 | 円 |

※ 高額療養費　円　※公費負担点数　点　※公費負担点数　点

注）黒字は公費対象外です。

# 診療報酬明細書の記載例【事例２：コロナ患者（自宅療養中）に対する電話初診の場合】

## 診療報酬明細書

（医科入院外）　令和 ○ 年 △ 月分 40

都道府県番号　医療機関ｺｰﾄﾞ

| 1 医科 | ① 社・国 | 2 公費 | 3 後期 | 4 退職 | 1 単独 | 2 2併 | 3 3併 | 2 本外 | 4 六外 | 6 家外 | 8 高外一 | 0 高外7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 保険者番号 | ○ | ○ | 4 | 0 | × | × | × | × | 給付割合 | 10 9 8 7 ( ) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 | △△△－□□□ |
|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| － | | | | | | | | － | | | | | | | |
| 公費負担者番号① | 2 | 8 | 4 | 0 | 0 | 6 | 0 | 4 | 公費受給者番 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 6 |
| 公費負担者番号② | | | | | | | | | 公費受給者番号② | | | | | | |

新型コロナウイルスの治療については、福岡県はすべて同じ負担者番号となります。

| 氏名 | 北九州　太郎 | 特記事項 |
|---|---|---|
| | 1男 2女　1明 2大 3昭 4平5令　.　.　生 | |
| 職務上の事由 | | |

保険医療機関の所在地及び名称　（　　）床

| 傷病名 | （1） COVID-19 | 診療開始日 | （1）○年△△月□□日 | 転帰 | 治ゆ | 死亡 | 中止 | 診療実日数 | 保険 | 1 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | 公費① | 1 日 |
| | | | | | | | | | 公費② | 日 |

| | | | 公費分点数 |
|---|---|---|---|
| 11 初診 | 1 回 | 464 | ①464 |
| 12 再診 | | | |
| 13 医学管理 | | | |
| 14 在宅 | | | |
| 20 投薬 | | | |
| 30 注射 | | | |
| 40 処置 | | | |
| 50 手術 | | | |
| 60 検査 | | | |
| 70 画像 | | | |
| 80 その他 | 処方箋 | 1 回　73 | ①73 |

(11)
＊ 電話初診　214×1
＊ 二類感染症患者入院診療加算　250×1
（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱）

(80)
＊ 処方せん料（その他）　68×1
＊ 一般名処方加算２（処方せん料）　5×1

新型コロナウイルスに感染し、自宅療養中の患者から、電話にて発熱の訴えにより、解熱剤を院外処方した。

| 療養の給付 | | 請求 | ※決定 | 一部負担金額 |
|---|---|---|---|---|
| | 保険 | 537 点 | 点 | 円 減額 割(円)免除・支払猶予 |
| | 公費① | 537 点 | 点 | 円 0 |
| | 公費② | 点 | 点 | 円 |

※ 高額療養費　円　※公費負担点数　点　※公費負担点数　点

注）黒字は公費対象外です。

# 診療報酬明細書の記載例【事例３：コロナ患者に対して初診で往診した場合】

## 診療報酬明細書

（医科入院外）　令和 ○ 年 △ 月分 40

都道府県番号　医療機関ｺｰﾄﾞ

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 医科 | ① 社・国 / 2 公費 | 3 後期 / 4 退職 | 1 単独 / 2 2併 / 3 3併 | 2 本外 / 4 六外 / 6 家外 | 8 高外一 / 0 高外7 | | |

| 保険者番号 | ○ | ○ | 4 | 0 | × | × | × | × | 給付割合 10 9 8 7 （ ） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 | △△△－□□□ |
|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公費負担者番号① | 2 | 8 | 4 | 0 | 0 | 6 | 0 | 4 | 公費受給者番 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 6 |
| 公費負担者番号② | | | | | | | | | 公費受給者番号② | | | | | | | |

新型コロナウイルスの治療については、福岡県はすべて同じ負担者番号となります。

| 氏名 | 北九州　太郎 | 特記事項 |
|---|---|---|
| | 1男 2女　1明 2大 3昭 4平5令　．　．　生 | |
| 職務上の事由 | | |

保険医療機関の所在地及び名称　（　）床

| 傷病名 | （1） COVID-19 | 診療開始日 | （1）○年△△月□□日 | 転帰 | 治ゆ | 死亡 | 中止 | 診療実日数 | 保険 | 1 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | 公費① | 1 日 |
| | | | | | | | | | 公費② | 日 |

| | | | 公費分点数 |
|---|---|---|---|
| 11 初診 | 1 回 | 288 | ①288 |
| 12 再診 | | | |
| 13 医学管理 | | 300 | ①300 |
| 14 在宅 | 往診 × 1 回 | 3570 | ①3570 |
| | 深夜・緊急 × 1 回 | 32 | ①325 |
| 20 投薬 | | | |
| 30 注射 | | | |
| 40 処置 | | | |
| 50 手術 | | | |
| 60 検査 | | | |
| 70 画像 | | | |
| 80 その他 | 処方箋 1 回 | 73 | ①73 |

(13) ＊ 院内トリアージ実施料　300×1
（診療報酬上臨時的取扱）

(14) ＊ 往診（○月○○日）　720×1
＊ 緊急往診加算 ハ（１）　325×1
＊ 救急医療管理加算１（往診）　2850×1
（診療報酬上臨時的取扱）（COV・往診等）

(80) ＊ 処方せん料（その他）　68×1
＊ 一般名処方加算２（処方せん料）　5×1

新型コロナウイルスに感染し、自宅療養中の患者からの要請により、往診し解熱剤を院外処方した。

| 療養の給付 | | 請求 | ※決定 | 一部負担金額 |
|---|---|---|---|---|
| | 保険 | 4,556 点 | 点 | 円 減額 割(円)免除・支払猶予 |
| | 公費① | 4,556 点 | 点 | 円 0 |
| | 公費② | 点 | 点 | 円 |

※ 高額療養費　円　※公費負担点数　点　※公費負担点数　点

注）黒字は公費対象外です。

診療報酬明細書の記載例【事例４：コロナ疑い患者に対し抗原定性検査を実施、同日に検査結果が陽性となり、その場で処方せんを発行した場合】

診療報酬明細書
（医科入院外）　令和 ○ 年 △ 月分 40

都道府県番号　医療機関コード

| 1 医科 | ① 社・国 / 2 公費 | 3 後期 / 4 退職 | 1 単独 / 2 2併 / 3 3併 | 2 本外 / 4 六外 / 6 家外 | 8 高外一 / 0 高外7 |
|---|---|---|---|---|---|

| 保険者番号 | ○ | ○ | 4 | 0 | × | × | × | × | 給付割合 10 9 8 7 ( ) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公費負担者番号① | 2 | 8 | 4 | 0 | 2 | 5 | 0 | 1 | 公費受給者番 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 6 |
| 公費負担者番号② | 2 | 8 | 4 | 0 | 0 | 6 | 0 | 4 | 公費受給者番号② | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 6 |

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号　△△△－□□□

行政検査の請求は、医療機関所在地に応じた負担者番号を記載ください。

新型コロナウイルスの治療については、福岡県はすべて同じ負担者番号となります。

氏名　北九州　太郎　1男 2女 1明 2大 3昭 4平5令 . . 生
職務上の事由
特記事項
保険医療機関の所在地及び名称　（　）床

| 傷病名 | | 診療開始日 | 転帰 | | | | 診療実日数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （1） COVID-19 | | （1）○年△△月□□日 | | 治ゆ | 死亡 | 中止 | 保険 | 1 | 日 |
| （2） | | （2）○年△△月□□日 | | | | | 公費① | 1 | 日 |
| | | | | | | | 公費② | 1 | 日 |

| | | | 公費分点数 |
|---|---|---|---|
| 11 初診 | 1回 | 288 | |
| 12 再診 | | | |
| 13 医学管理 | | 550 | |
| 14 在宅 | | | |
| 20 投薬 | | | |
| 30 注射 | | | |
| 40 処置 | | | |
| 50 手術 | | | |
| 60 検査 | 検査・病理 1回 | 449 | ①444 |
| 70 画像 | | | |
| 80 その他 | 処方箋 1回 | 1023 | ②1023 |

(13)
＊ 院内トリアージ実施料　300×1
（診療報酬上臨時的取扱）
＊ 二類感染症患者入院診療加算　250×1
（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）

(60)
＊ 鼻腔・咽頭拭い液採取　5×1
＊ SARS-CoV-2抗原定性　300×1
＊ 免疫学的検査判断料　144×1
咳・発熱等（検査が必要と判断した根拠）

(80)
＊ 処方せん料（その他）　68×1
＊ 一般名処方加算２（処方せん料）　5×1
＊ 救急医療管理加算１　950×1
（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）

新型コロナウイルス感染症を疑う患者に対し、抗原定性検査の結果が陽性であったため、保健所に発生届を報告し、解熱剤を院外処方した。

注）抗原定性検査と免疫学的検査判断料のみ公費の対象となります。

| 療養の給付 | 請求 | ※決定 | 一部負担金額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保険 | 2,310 点 | 点 | 円 減額 割(円)免除・支払猶予 | | | |
| 公費① | 444 点 | 点 | 0 円 | | | |
| 公費② | 1,023 点 | 点 | 0 円 | ※高額療養費 円 | ※公費負担点数 点 | ※公費負担点数 点 |

注）黒字は公費対象外です。